

2003年
夏号

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 左近允寛久

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313/5

FAX 047-367-1319

暑中お見舞い申し上げます



古代蓮の里(埼玉県行田市)にて 撮影 石坂 満さん

いほごらん

暑い夏！皆様、いかがお過ごしですか。夏は、ゆったりと読書をしたり、木陰で過ごしたりしたいですね。

でも、最近はおおきなく読書したりというわけにはいきません。段々と、いつか来た道を歩きはじめているこの国を憂えています。弱きをくじき、強気を支えろとしか思えない政策の目白押しに悲痛な声が聞こえて来ます。

私たちは、人道主義、平和主義の神髄を理解し、行動をする政治家を求めてやみません。

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富 美穂子

弁護士 左近 允寛久

弁護士 齋藤 雅子

事務局長 小久保 雅弘

事務局長 小久保 雅弘

有事法制になぜ反対するのか

発動させない闘いを

弁護士 左近 允寛 久

先日、多くの国民の反対にもかかわらず有事法制が、国会で可決成立しました。これまで、私たちは有事法制に反対してきましたが、非常に残念なことです。

しかし、これに失望せず、

有事法制を発動させないという決意をし、更なる反対の輪を広げたいと思います。

その為に私たちはもう一度、有事法制になぜ反対しなければならぬのかを考えてみたいと思います。

この議論に、実例多くの人たちがとらわれているような気がします。

しかし、これに騙されてはいけません。「国」を守ることと、「国民」を守ることは全く別問題です。

確かに、家に強盗が押し

入ってきたら、誰もが家族と財産を守るために戦うでしょう。しかし、それは自分の意思で、自分の大事なものを守るために必要だからです。

これに対して、有事法制は、戦争は人々の愚迷に関係なく、政府の一存で始まり、そして、その戦争に反対していても、戦争に必要とあれば、自分や家族の命や財産が危険にさらされることになる、ということなのです。有事法制に賛成することは、結局国民を守るということにはならないのです。

一九九九年の九月九日、柏のタクシー会社、北柏交通で従業員を中心となって頑張っていた久保田良輔さんと芳野寛二さんは、会社側からいきなり解雇を宣告されました。そして、その二人の解雇は、女性従業員にセクハラをしたとか、他の従業員をいじめたとか、他の従業員をいじめたとか、全くいわれのないでっちあげの理由が根拠になっていたのです。

久保田さんと芳野さんは、決は六〇頁以上に及ぶ長いものですが、会社側が主張してきた解雇理由を、すべて理由のないものとして退けています。

それから三年半、今年の五月二十四日、闘いの甲斐あって、久保田さん、芳野さんの全面的勝訴の判決が下りました。判

久保田さんと芳野さんは、全国一般労働組合のメンバーと共に、早速団体交渉を申し入れ、会社側に対し、自らの非を認めて二人を職場復帰させ、判決を不服として東京高等裁判所に控訴しました。したがって、この事件は、引き続き、控訴審で裁判が戦われることになりました。

しかし、意図的に事実をでっち上げたり、歪曲したりして二人を排除することが許されるはずはありません。引き続き、二人の完全勝利に向けて、年々悪化する労働環境の中で、使用者側の不当な行為を許さないためにも頑張ってください。今後とも皆さまの応援をよろしくお願いたします。(左近允)

北柏交通解雇事件
久保田さん 芳野さん
全面勝利

会社側が控訴

千葉地裁
松戸支部

北朝鮮は怖い？
今、連日、マスコミでは北朝鮮は何をするかわからない恐ろしい国との報道が続いています。

しかし、冷静に北朝鮮の軍事力を観察すると、北朝鮮には自ら戦争を起こして日本を直接攻めてくる余力は全くありません。

また、政治的にも、自らの自滅を意味する戦争を自分から北朝鮮が勝手に起こすこともあり得ません。そのことは、国会答弁で政府自身も認めているのです。

北朝鮮の危機を煽るのは、必す伴います。第2次世界大

北朝鮮は怖い？

今、連日、マスコミでは北朝鮮は何をするかわからない恐ろしい国との報道が続いています。

政府は、国民保護法制を早急に検討する、としています。

しかし、実際に戦争になった場合、国民を保護するなどということとは不可能です。沢山の命を、連やかに逝かせることができるのかどうか、その手間と労力を考えただけでも分かることです。

その上、戦争は、勝利のために一部を犠牲にすることを必ず伴います。第2次世界大

国に国民は守れない

政府は、国民保護法制を早急に検討する、としています。

しかし、実際に戦争になった場合、国民を保護するなどということとは不可能です。沢山の命を、連やかに逝かせることができるのかどうか、その手間と労力を考えただけでも分かることです。

その上、戦争は、勝利のために一部を犠牲にすることを必ず伴います。第2次世界大

平和的な紛争解決こそ現実的

平和的に紛争を解決するということも可能です。はたしてそうでしょうか。

有事法制は、危険を完全に外に排除するという考え方にたっています。

この考え方は、危険が完全に排除されない限り、守

平和的に紛争を解決するということも可能です。はたしてそうでしょうか。

有事法制は、危険を完全に外に排除するという考え方にたっています。

この考え方は、危険が完全に排除されない限り、守



松戸のメーデーにて

商工ローン

最高裁が重大判決

弁護士 及川 智志

二〇〇三年七月二十八日、最高裁判所は、商工ローンに関する重大判決を下しました。「野崎案」は、目玉完結で、二審審判を再行させた商工ローン大手、株式会社ロプロ（旧社名・日栄）と債権者との間の「過払金」返還をめぐる訴訟で、最高裁は、債権者勝利の判決を下したのです。過払金とは、業者と約束した（これを約定といいます）



高金利と利息制限法の上限金利との差から生まれてくるお金です。年20%以上の高金利には罰則が課されますので、ロプロなどの商工ローンの約定金利は実質年率20%ぎりぎり以下の水準に設定されています。ところが、利息制限法では元本100万円以上の場合には年15%までしか金利を認めていません。利息制限法超過利息は無効ですから、商工ローン各社は、「無効だが、認められない」という

蒲田弁護士が支部長に
元気で忙しく走って…

当事務所代表の蒲田弁護士は、今年はずっと県弁護士

会松戸支部長になってしまいました。もともと表面に立つことを嫌う人なので、

が、それにしても、どうやら支部長職は重責のようで、時々、「あー、楽になりたいなあ」と後悔しているようなため息をついています。

い過ぎ分の額が元本額を超える「過払金」となるのです。過払金は不当利得として返還請求できるというのが、確立した最高裁判決でした。

債権者が過払金の返還を求めたのに対して、ロプロは、①日本信用保証というロプロの子会社に支払った保証料等は利息ではない、②過払金の計算方法は複数の手形貸付ごとに行うべきであるし、約定期限までの利息を取るとい

布川事件
証拠調べ開始
再審開始へ大きな一歩
弁護士 福富美穂子

七月二十五日、土浦の裁判所で第三回進行協議が開かれ、千葉大名教授（法医学）木村先生の証人尋問が九月、十

そうはいっても相変わらず元気で、忙しく走っています。多忙を加速しているもの

ひとつに、弁護士会館の引越がありまして、わが事務所と同じビルに引っ越してきたのです。ひそやかに「こんなに近いと委員会をサボれないよねー」などとつぶやいていた人もいました。

貸主の利益を認めるべきである、などとして争ってきま

最高裁は、①については、ロプロは「法を濫用し」「保証料等を自らに還元させる目的で」「日本信用保証の保証を借主にさせていたという理由で、保証料等は利息とみなす」としました。また、②について、ある貸付で発生した過払金は他の貸付に充当されるし、ロプロのような高金利業

者の期限の利益は認めないとして、ロプロの主張を退けました。

今回の最高裁判決により、商工ローン被害の救済は前進します。大きな意義のある判決です。ただ、株式会社S.D.C.G.など他の商工ローンの違法・不当取立など、まだ残された問題も多いのです。商工ローン問題でお困りの際には、当事務所に相談下さい。

七月二十五日、土浦の裁判所で第三回進行協議が開かれ、千葉大名教授（法医学）木村先生の証人尋問が九月、十

講堂では、熱心に委員会活動や勉強会をしておられる様子が見られます。

こんな厳しい時代ですが、弁護士会に対する市民の期待は大きくなっていくと思えます。信頼される弁護士さんたちの集まりになってもらうために、もう少しの間、汗を流して走り回ってもらうことにしましょう。

左近允弁護士 原告に!?

国賠事件を準備中

弁護士 齋藤 雅子

昨年二月、左近允弁護士は、詐欺事件の被害者（犯人として疑われている人）から、

当番弁護の依頼を受け、松戸東警察署へ急ぎました。到着したのは午後二時。ところが、何度要求しても様々な理由をつけては接見（面会）させてもらえず、結局被害者に会えたのは午後三時半過ぎでした。被害者はこの接見の直前に、それまで否定していた



現在、左近允弁護士は、この被告人の弁護人として刑事事件でも奮闘中ですが、千葉県に対する国賠訴訟を準備しています。事務所の全弁護士も弁護団として共に戦います。

月の二回にわたって実施されることになりました。確定審で裁判所は自白に基づき「被害者の口に布を詰め、手で首を締め殺害した」と認定していますが、弁護団が新証拠として提出した木村先生の意見書によれば「死体所見から被害者は「手ではなく」紐状の物で首を絞められた後に口に布を詰められたと認められる」とされています。この意見書の正当性を本村先生に法廷で証言を求めています。この意見書は、被害方法やその手順という自白の重要な部分に関する客観的事実と自白が矛盾する、すなわち、自白が捜査官によって作られたものであって信用性が低いということが証明できます。そして、桜井さん、山さんの有罪判決を支える唯一の直接証拠である自白の信

用性の弾劾は、お二人の無実の証明に直接結びつきます。弁護団の再審請求書と検察官の意見書（証拠調べをするまでもなく請求を棄却すべきとの意見）、その他の記録を検討した上で、裁判所が証拠調べ開始を判断をしたことは、再審開始決定への大きな一歩、大きな前進です。木村先生の証人尋問を成功させ、現在裁

判所が態度を留保しているものの証人について尋問を早期に実現すべく弁護団も志気を高めています。いよいよ再審請求書も証拠調べという第二ステージに入りました。動きが活発になってきました。今後の動向にぜひご注目下さい！

事務局員として

一年をふり返って

事務局 桜田博子



去年の七月に入所して、早いもので一年が経ちました。四月からは正理事務局員となり、日々新しい仕事を先輩方に学び、自分なりにまとめていく（私にしか理解できない

去年の七月に入所して、早いもので一年が経ちました。四月からは正理事務局員となり、日々新しい仕事を先輩方に学び、自分なりにまとめていく（私にしか理解できない

様な分野のお話を聞くことができるので、良い刺激をたくさんもらっています。

また、電話や受付等、お客様と接する場面がとて多いので、お客様の立場に立って適切な対応心がけています。私は生まれも育ちも東京で、まさか松戸で働くとは思っていませんでした。しかし、これも何かの縁だと思いついて、日々、自分の携わっている仕事の先には依頼者の方があることを頭に置き、まだまだ焦ってしまふ場面も多くありますが、一歩一歩着実に仕事をし、実力をつけていきたいと思っています。

コンサート
にご参加を

布川事件支援・佐藤光政コンサートが、松戸で行われます。ご参加下さい。

再審開始には、多くの方に事件を知ってもらわなければならないです。コンサートを通して支援の輪が広がることを願っています。感謝します。ぜひ、ご参加下さい。

布川事件支援
佐藤光政コンサート

2003年11月21日(金) 午後7:00～

松戸市民劇場ホール

(松戸駅西口徒歩5分)

参加券 3,000円

主催 東葛総合法律事務所友の会
東葛総合法律事務所

連絡先 047 (367) 1313 まで

ヤミ金に手
を出すな!

は、違法な利率を定めた契約自体が無効だと、元金も含め一切返済しないとの方針をとっています。

ヤミ金とは出資法規定の上限金利をはるかに上回る超高金利で金銭を貸し付ける業者です。甘い言葉で勧誘をしますが、一旦借りたら最後、年数十%の利率で、2、3万円しか借りていなくても、数日ごとに万単位の利息を要求され、支払えないと脅迫、執拗な電話・訪問、職場や関係者への取立等激しい取立がなされます。生活の全てが破壊される危険があり、ヤミ金からは決して借りてはいけません。ヤミ金撲滅のため我々弁護士

三浦綾子原作
「銃口」10月23日(木)開場5:30
青年劇場
松戸市民会館大ホール

国主義国家の恐ろしさを訴えるものです。多くの皆様とともにこの劇を観て、平和への思いと感動を共有できたらすばらしいと思います。皆様のご参加をお待ちしております。

松戸市教職員組合より
私たち松戸市教職員組合は、この取り組みを「戦前の国家主義的教育の反省から生まれたい教育基本法を守るための行動」のひとつと考えています。平和と教育の問題に真正面から向き合い、「平和とは?」「教育とは?」を問いかけるこの作品の観劇を通して、子ども達の未来のために平和の願いを力強く発信していきます。

署名のお礼と
お願い
多くの方さんのご協力を得て、有事法制に反対する署名と弁護士報酬の取許者負担に反対する署名に、1100名を越える方々からご署名をいただきました。ありがとうございます。ありがとうございました。有事関連三法案は、成立してしまいました。発動を許さない共同づくりのために、引き続き取り組んでいきます。

友の会
コーナー

六月二日、三日、恒例の一泊バス旅行が四名の参加のもと、行われました。今年には長野県松本高原で、両日とも晴れて、霧ヶ峰の一面に咲いたレンゲツツジが見事でした。

また、自分たちで打ったそばの味もなかなかのものでした。そして、なにより、空気がおいしかった信用の旗でした。友の会では、学習会にも力を入れて活動しています。入会は随時受け付けています。当事務所までお電話下さい。

布川事件の再審開始を求める要請署名にご協力を

えん罪事件で、日弁連が支援している布川事件は、第二次再審請求の申立をし、今年が正念場です。当事者である桜井さん、杉山さんは、二九年間刑務所の中から無実を訴え続けてきました。現在仮出獄中です。不正義を許さず、彼らのえん罪を晴らし、本当の自由を勝ち取るため、再審開始を求める要請署名にご協力をお願いします。